

# ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）

## 1. 利用時間と利用区分

- ① 利用時間は、午前9時から午後9時までとします。
- ② 利用区分は、次のとおりとします。
  - (ア) 終日利用：午前9時から午後9時まで
  - (イ) 午前利用：午前9時から正午まで
  - (ウ) 午後利用：午後1時から午後5時まで
  - (エ) 夜間利用：午後6時から午後9時まで
  - (オ) 午前・午後利用：午前9時から午後5時まで
  - (カ) 午後・夜間利用：午後1時から午後9時まで
- ③ 利用時間には、大会開催時間、入退場、準備、清掃及び片付け等に要する時間を含みます。
- ④ 利用時間が超過する場合は、事前に競技場職員まで申し出てください。

## 2. 利用料

別紙料金表参照

## 3. 使用許可の制限

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしません。

- ① 公安または風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設または附属設備などを損壊するおそれがあると認められるとき。
- ③ 許可を受けた内容以外に使用すると認められるとき。
- ④ 大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事例に該当する場合
- ⑤ 管理上支障があると認められるとき。
- ⑥ その他不相当と認められるとき。

## 4. 入場の制限

- ① 管理上必要があると認められるときには、入場のお断りまたは退場をしていただきます。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者、場合には入場のお断りまたは退場をしていただきます。
  - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者（以下「就学前児童」という。）で成人者が同伴しない場合。
  - (イ) 他人に危害を加えたり、迷惑行為をする、またはする恐れがある者。
  - (ウ) 施設または附属設備を損壊する恐れがある者。
  - (エ) 施設利用することが、その者にとって危険であると認められる場合。
  - (オ) 管理上必要な指示に従わない者。
  - (カ) 不相当と思われる物を所持している場合。
  - (キ) ペットをお連れの場合（介助犬は除く）
  - (ク) その他管理上支障があると認められる者。

# ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）

## 5. 使用許可の取り消しについて

使用者が各号のいずれかに該当するときは、許可申請の取消またはその使用を制限もしくは停止をすることがあります。

- ① 大阪市公園条例、大阪市公園条例規則、及びこの利用について違反または競技場職員の指示に従わないとき。
- ② 3.の事由が発生した時

## 6. 転貸しの禁止

利用者は、その権利を譲渡すること、または他人に利用させることはできない。

## 7. 芝生への立ち入り規制及び使用制限

- ① 芝生内に立ち入る場合は競技場職員の指示には従うこと。
- ② 芝生内のライン、マーク設置については、競技場職員の指示に従うこと。

## 8. 使用上の注意事項

- ① トラック・芝生を損傷する恐れのあるあらゆる行為を禁止します。  
（ゴム底でない靴やヒールでの入場、車両の進入等）
- ② 陸上競技でスパイクを使用する場合、ピンは全天候型走路用のピンを使用してください。

## 9. 競技用具の貸出

- ① 競技用具の貸出を希望する場合は、使用打ち合わせの際に申し出て下さい。
- ② 貸出用器具類が破損または紛失した場合、同一規格品（競技場職員の指定）を現品で返納してください。
- ③ 貸出用器具類の運搬配置及び返却は、利用者側で責任をもって行ってください。

## 10. 利用者責任

使用中に生じた事故については、すべて利用者側で責任を持って解決してください。  
なお、盗難、紛失、忘れ物等には、特に注意してください。

## 11. 原状回復

- ① 使用後は、清掃し、競技用具等を倉庫に片付けて必ず場内を原状に回復してください。
- ② 競技場の使用により生じたごみは分別し、所定の場所にまとめてください。  
スタンド、室内等に放置したり、焼却したりしないように注意してください。
- ③ 原状回復後、直ちに競技場職員に連絡し、検査を受けてください。

## 12. 使用の打ち合わせ

- ① 大会の原案を作成次第、競技場職員との打ち合わせを責任者（学校の場合、担当の先生）が出席の上、行って下さい。
- ② 会場設営、用器具の準備等の細部についての打ち合わせは、利用日の2週間前までに必ずアポイントを取り完了してください。

# ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）

## 13. その他

- ① 使用を許可した場所以外への出入りは、禁止します。
- ② トラック・芝生内での飲食は禁止します。
- ③ 競技場はすべて禁煙とします。
- ④ テント類の設営、広告物、立て札、ポスター、貼り紙等を行う場合は、事前に競技場職員へご相談ください。  
場合によっては大阪市に許可申請（有料）が必要になります。  
売店などの設置、物品などの販売についても同様に申請が必要になります。  
（提出期限40日前）
- ⑤ 荷物搬入等で公園内に車両が入る場合には必ず徐行運転、及びハザード点灯をし搬入後速やかに公園外へ退出してください。
- ⑥ 緊急車両が必要な場合は、緊急車両を要請後、必ず競技場職員まで連絡してください。  
また、救急車要請した場合、報告書を提出していただく必要がございます。
- ⑦ トラック内側の縁石には、乗らないようにしてください。
- ⑧ 室外に机、イスを設置する場合、専用の木机、パイプ椅子をご使用ください。
- ⑨ 原則として、養生テープのみ使用可。
- ⑩ 音響設備は近隣の方への配慮をしていただき最低限の音量に設定してください。  
（クレームがあった場合は、更に音量を下げてください。）
- ⑪ 芝生の使用については打ち合わせ時に決められた時間内でご使用ください。
- ⑫ 前日準備等をする場合テントの足は折った上で、幕なども取っていただきます。  
※附属設備を使用する場合は、附属設備使用料が発生します。
- ⑬ 公園内設置で日をまたぐ場合、占用許可申請、夜間警備の配置が必要となります。  
※夜間警備がない場合は占用許可申請を行っていても夜に一時撤収していただきます。
- ⑭ 公園内の樹木及び、建造物に対して、のぼり設置や貼り紙は禁止。
- ⑮ 打ち合わせ時に伺っていない催しまたは附属設備の利用に関しましては、対応・実施はできません。